

# 八王子市工場立地法に係る届出事務処理要領

## (目的)

第1条 この要領は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）、工場立地法施行令（昭和49年政令第29号）、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）及び八王子市工場立地法地域準則条例（平成25年3月28日条例第20号。以下「条例」という。）に規定する特定工場に係る届出の手続きを定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、法及び条例に定めるところによる。

## (新設等の届出)

第3条 法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項並びに一部改正法附則第3条第1項に規定する届出を行う者は、特定工場の新設又は変更を行おうとする日の90日前までに、八王子市長（以下、「市長」という。）に、法第6条第2項（法第7条第2項及び法第8条第2項において準用される場合を含む。）並びに工場立地法施行規則第6条第1項及び同条第2項に規定する特定工場新設（変更）届出書（様式1）等のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 特定工場新設（変更）の主旨説明書（様式2）
- (2) 特定工場新設（変更）届出調書（様式3）
- (3) 省令第6条第2項第1号に規定する事業概要説明書（様式4）
- (4) 省令第6条第2項第2号に規定する生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図（様式5）
- (5) 省令第6条第2項第3号に規定する特定工場用地利用状況説明書（様式6）
- (6) 省令第6条第2項第8号に規定する特定工場の新設等のための工事の日程（様式7）
- (7) 兼業調書（様式8）（当該届出を行おうとする者が2以上の業種に属する場合に限る。）

2 前項の届出が、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場の変更に係るものである場合は、法準則備考1から3まで（当該特定工場が市条例第3条に規定する対象区域内にある場合にあつては市条例附則第2項）に規定する計算を行い、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 準則計算表（様式9）
- (2) 準則計算推移表（様式10）

3 市長は、同条第1項の届出、法第12条の規定による届出又は法第13条第3項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、当該届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、受理通知書（様式11）を交付するものとする。

4 届出者は、同条第1項の届出の工事が終了した場合は、遅滞なく完了報告書（様式12）を市長に届け出なければならない。

#### (勧告)

第4条 法第9条第1項の勧告は、工場立地法第9条第1項による勧告書(様式13)により行うものとする。

2 法第9条第2項の勧告は、工場立地法第9条第2項による勧告書(様式14)により行うものとする。

#### (変更命令)

第5条 法第10条第1項に規定する変更命令は、工場立地法第10条第1項による変更命令書(様式15)により行うものとする。

#### (実施制限期間の短縮)

第6条 市長は、第3条の届出の事項が、法第9条第1項各号及び第2項各号に該当しないと認められるときは、法第11条第2項に規定する実施制限期間を新設又は変更の予定の日の30日前までに短縮することができる。

2 市長は、前項による期間の短縮をする場合は、様式1に替えて特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式1の2)を提出させるものとする。

#### (氏名等の変更の届出)

第7条 届出者は、氏名又は名称及び住所に変更があったときは、氏名(名称、住所)変更届出書(様式16)を市長に届け出なければならない。

#### (承継)

第8条 届出者の地位を承継した者は、特定工場承継届出書(様式17)を市長に届け出なければならない。

#### (廃止等)

第9条 届出者は、特定工場の敷地面積を9,000平方メートル若しくは建築面積を3,000平方メートル以下とするとき又は特定工場を廃止するときは、特定工場廃止届出書(様式18)により市長に届出をするものとする。

#### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。